

平成 25 年度 第 2 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日 時 平成 25 年 8 月 27 日 (火) 14:00 ~ 16:00

会 場 磐田市役所 303 会議室

構成員	市議会議員	2 名	自治会代表	2 名
	学識経験者	2 名	PTA 代表	2 名
	学校長代表	2 名	市 職 員	2 名

(敬称略)

事務局	事務局長	学校教育課長	教育総務課長	教育総務課長補佐
	学校教育課教育支援係長	教育総務課指導主事	学校教育課指導主事	

1 傍聴人 なし

2 議事慧

これまでの経過について

[通学区域規則の一部改正について]

事務局) 8 月 3 日に豊岡東地区協議会の理事会が開催されました。その場で、それぞれの代表から意見が出されました。それを踏まえて話し合った結果、お手元にある現状報告とお願いという文書が、理事会を経て教育委員会に提出されました。8 月 16 日の日に協議会の会長さんと 3 名の副会長の 4 名が、教育長を訪問されまして、この文書が提出されました。

これを受けまして、教育委員会では、明日に 8 月の定例教育委員会がありますので、この報告をすると同時に、今現在準備作業を一時停止している部分の協議をするという予定であります。

従いまして、本日仮にという話し合いをお願いするわけですが、今現在 26 年 4 月 1 日に統合という教育委員会の方針が間に合わないということも考慮に入れて、通学区域の弾力化に関してご協議をお願いする次第でございます。よろしくお願ひいたします。

そこで、協議のもととなる教育委員会の案を提案させていただきます。

本日お配りいたしました資料 2 ページをご覧ください。通学区の指定校変更の特例を設ける規定を提案させていただきます。

磐田市小中学校通学区域規則 (平成 17 年磐田市教育委員会規則 16 号) の一部を次のように改正する。附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。

(豊岡北小学校への指定校の変更の特例)

2 第 4 条の規定にかかわらず、次に掲げる児童の保護者から第 3 条第 1 項の規定に基づく当該児童の豊岡北小学校への卒業までの就学の申立てがあったときは、教育委員会は、当該申立てを承認するものとする。

- (1) 平成 26 年度以降に豊岡東小学校への入学、転入又は編入の予定があり、当該入学、転入又は編入の日から豊岡北小学校へ就学を希望する児童
- (2) 平成 25 年度において豊岡東小学校に就学している小学 1 年生から小学 5 年生までの児童であって、平成 26 年度当初から豊岡北小学校へ就学を希望するもの

3 前項の申立てには、学区外就学申立書（様式第1号）に豊岡北小学校就学希望調書を添付するものとする。

提案につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

主な質疑

Q 東地区から出されている現状報告とお願いの文書で、豊岡地区の学区の弾力化とはどのようなことか？

A 豊岡地区は3小学校ありますが、その中である程度自由に通いたいという部分もこれまでの議論の中にはありました。小中一貫教育もスタートしていますので、そういうものも地区としてある程度考えていると思います。ここについては東小学校から北小学校というように固定したものではないと考えています。

Q 豊岡地区の通学区については、統合に合わせて南小学校にも行くことができるように弾力的に運営をしていくと考えればよいのか。

A 文書では、当面は東小学校と隣接学区のことを言います。これまでの議論の過程を踏まえたと統合ということで、東小と北小を提案してきましたし、保護者も東小と北小の統合という議論が進められてきましたし、事務局としては東小から北小へ行ける弾力化という形を考えているところです。

Q 今回は小中学校の通学区に関することですがけれども、現状報告の中に、学校・園の保護者の中にもとあるように「園」と書いてあるんですね。安全安心の通学・通園路の確保とも書かれているんですね。小学校の通学区を考える上で、幼稚園はどうなっていくのということを含わせて知っているほうが見通しも立つということで、幼稚園の動きなど触れられるところがありましたら教えていただきたい。

A 小学校のほうは今申し上げた状況で、準備作業等をからめながら、教育委員会の中である程度判断していきます。幼稚園につきましては、教育委員会が26年4月1日という、昨年12月に決定した方針を、基本的には同じ方針で行くと聞いています。

Q そうしますと、26年度は幼稚園が統合する。27年度の年長は、普通はそこでまた学校別れるというのは非常に不自然でしてね、幼稚園がもう統合されていたら、年長は卒業したら次は小学校はどこへ行くかと言ったら、みんな北へ行くのかな？それが自然な流れかな？と思うんですけどね。そういった流れがあるならば、ここの特例っていうのはわずか来年度だけの話にもなってくるのかな。などとそんなことを考えてきた次第です。幼稚園をパッケージで考えると、むしろ「特例」いらんかもしれない。そこらへんがちょっと見えないなっていうことです。

A 平成26年4月1日が教育委員会の方針で、1年間について特例の形をとります。小学1年というのは非常に重要であり、成長過程において1/6を占めますので、そういう中においては、複式とか極めて少ない人数、要するに5人6人という環境の中での教育ではないところで受けさせたいという思いお持ちの方も何人かいらっしゃる。そういうことを踏まえまして、こういう形のもので出てきたと思っております。子供の成長の1年の早さを考えると、たとえ1年であってもそういう教育の機会を確保、保護者の思いをかなえる通学区の特例と確保していきたいと思っております。

Q 今回の日程を踏まえて、地元の方からこういう形で、まあ、協議をした結果の

回答というか考え方が打ち出されたということですね。だからそれに基づいて今回の案件を決めるというものであるということだと思います。

A 実は、定例教育委員会の前に教育委員さんに集まってもらって、16日にこの文書についての意見交換を実施しています。その中で、問題となるのは、もうここまで引っ張ってしまうと、26年4月1日の統合はちょっと厳しいね、というような話が共通認識であります。その後、どうするかということになりますと、いつまでもだらだらと延ばしちゃいけないんじゃないかという意見。例えば27年4月、1年先送りしてそこまで持っていきましょうという意見と、もうこういう形で、学区の自由化がある程度認められる、自由化というか、東小から北小へ行けるという希望がクリアできるならば、そのままでもいいんじゃないかという意見もあります。でも後者の場合は、少人数とか複式が教育上好ましくないってところからスタートしてるとなると、自己矛盾を起こしてしまう結果になって、東小がどんどん人数が減っていくという形になります。先ほど幼稚園の話もありましたが、幼稚園が今の考え通り26年4月1日に統合した場合、保育園の子供たちもいますので、すべてではないんですけども、その連結ということもあわせて、明日の話し合いの中では、まず26年4月を延ばすかどうかという話は、今申し上げたように、小学校はやっぱりそうせざるを得ないという方向に動くだろうという風に思っています。保護者の中で、多数ではないんですが、何人かは行きたいという希望を我々に、わざわざ文書で伝えてくれた親御さんもあります。そういう期待に反してはいけないということもあって、東小から北小へと動きは恐らく認められていくだろうという事務局側の認識はございます。プラスとして通学バスもどうするかということも前向きに検討していこうということの方向は、おそらくそうなるであろうと、今回こちらにもあげさせていただいたという経緯はございます。

Q OKにしても幼稚園の問題も、視野に当然入れていかなければならないし、その地区に住んでいる方々の声もあることですので、通園バスは出てるんですよね、もちろん。

A 今も通園バスはあります。

Q 東小の子たちが北小へ通うに、一年生がトコトコ歩いていくわけですね。そういうようなことも、もう配慮されているわけですね。

A 学区弾力化になってですね。ええ。その場合は1年生から6年生まで学年も違いますので、いずれにしても、トンネルというようなところも通ってきますので、安全な通学路の確保ということで、バスの方については確保すると考えております。

Q 具体的には、そこで生活してないから見えないが、距離の遠い子もいるかもしれない。一年生が重いランドセル背負って通える範囲かなと。どうやって通学するか、そこまで話が進んでいるんですね。

A 具体的に、何時何分にどこのバス停かというのは、これからの議論ではありませんが、例えば、これは一例ですけども、昨年保護者との話の中で、統合する場合のバスも当然確保して欲しい。その場合には、朝については北ルート、東ルートとか。帰りについては学年によって違いますので、何便を出すとか。具体的には学校のカリキュラムが影響しますので、他の市の例を見ますと一か月毎に時刻表を作成をして利用者に配るといような方法を実務的には対応をとっていきますといような話をさせていただいています。

Q 遠さとか危うさっていうのが判断できないまま通学区域審議会にかけてしま

えばいいじゃないかという安易な判断をしたくないですので、その辺を少し話し合いの中に入れながら、進めていきたいなと思いました。

子供は地域の宝ということでね、地域の方の声、保護者の声を尊重していくというのがまず一番じゃないかなと思っています。で、昨年度、部活動による通学区の弾力化を考えたときに、この審議会の中で、もしこの特例が認められたときにそれを活用しようとする人は何人くらいいるのかというような話が出たと思いますが、もしこの特例が認められた場合にですね、(1)の新一年生の場合とか、(2)の新2年生から新6年生の場合、何人くらいが、この特例措置を使うのか、今把握されていますか。

A 具体的に正確な数字はつかんでおりません。

ただこれまでの中で、個別にこういう要望を出されてきたとか、メールとかの部分を含めると、ミニマムでも3,4人の方からそういう相談を受けています。ただ今の幼稚園児若しくは保育園児の保護者の方へは特別そのようなアンケートはしてありません。

Q 複式はあまり良くないと、そして近い将来統合すべきだな、というのが大方の意見ですね？

A 保護者の方たち、今年に入ってからアンケートというものが実施されています。その中で、26年度若しくは27年度、それから、その年度は言えないけれども、将来的には統合という部分を含めると、半分を超えている人数です。全部で、お父さんお母さん全員にアンケートをかけた結果として私共が頂いているのは全部で59名から回答をいただいています。要するに、お父さん、お母さん合わせて59名ということですが、その内、26年度、27年度、数年内、それから児童数の状況で判断ということまで含めると、39名となります。明らかに統合すべきでないという方は20名、というような状況です。明らかに反対という部分は20/59というアンケートの状況を頂いたところです。

Q この20名は嫌だということですね。

A はい。PTAのアンケートの結果を頂いた部分での話です。

Q 20件ではないですよ。

A 20件ではありません。お父さんとお母さんの間でも意見が違う場合も考えられます。59名の保護者のうち、統合すべきでないといって回答を書いた方たちが20名と伺っています。

Q でもこの20ってというのは必ずしも割合を反映しているわけではない。お父さんは北小へ、お母さんは絶対近くの学校へ。そういう場合だってあるよね。

A 可能性としてそういう部分はある。

Q 大体の傾向はこんなもんだという。

A お母さんとお父さんの意見が違うのはその内の何件かということは、アンケートでは、取っておりませんので、不明です。

Q 幼稚園も基本的には、26年4月に統合か統園か北と東を一緒にすると言う話は分かっていますが、今この問題が出たとき、幼稚園の方針は、小学校に合わせるのか、幼稚園の独自なのか、というのはどうなんですか。

A 当初は26年に小も幼もという形で出しております。たとえ小学校の方が仮に準備作業とかで遅れたとしても、幼稚園は諸条件から当初の方針通りという方向を基本にすると聞いております。

Q そのことについては保護者も理解されていると捉えてよろしいですか。

A そういう話を保護者としてしていると聞いています。

- Q 幼稚園は大変人数が少なく、保育園へ行っている子供たちもいらっしゃるものから、本当に少数過ぎて大丈夫なのかっていうのは地域の方々も心配されているというのは十分把握しています。小学校の方の、明らかに反対っていうのは、小規模がいいんだというような考え方で進めているものから、基本的に、統合の方にはたぶん何年たっても、反対だっていう感じをしています。それで、今後の方向を地元との話を上手にやっていただきたいなという感じはしています。地元の人の中には、統合を早くして大きな学校で、多くの人数の中で、一緒に学ばせたいという考えについて、反対している人たちも理解はしているという風にお聞きしているものからね。そういう人たちには、北小学校へ通えるようなそういう方向で、内容を審議していただいた方がいいのではないかな、と私は考えています。
- Q 先ほど、お父さんとお母さんにアンケートを取られたとおっしゃってたんですけども、その内容で他に私たちに情報としていただけるようなこと、「これが嫌で反対」とか、差支えがなかったら教えていただきたい。
- A PTA がされたアンケートで、統合反対という 20 名の方たちからの意見を箇条書きでいただきました。現在の規模で良い。そのまま良い、学校そのものがなくなるのが地区としては良くない、先生がもっと頑張っていただければいい、メリットデメリット両方あるけども、東の子が北に行かされるのは不公平だ、ふるさと先生の活用を希望する、環境そのものが北小より東小のほうが良い、それから、今の学力で問題はないと思う。人間関係にも問題はない、学校に通う子どもを見ると、とても楽しそうである、先生の目が行き届く状況である、子供たちが仲がいい、統合した後は元に戻れない、人数がいるうちは休校にしてほしい、複式の授業を受けさせたい、通学通園の負担が増えるのではないかな、このような意見が箇条書きとして報告されてきております。それ以外、いずれ統合というような方たちがどういう意見を箇条書きで書かれたかっていう部分については、報告がなかったものから、ちょっと。わかりません。それから、今回、東地区協議会から 8 月 16 日に出された 1 のところについての、仮に統合時期が先送りされた場合、北小へ通学を希望する児童への対応ということで、59 名のうち未回答が 2 人ということですが、31/57 が希望者は通学できるようにしていい、「わからない」が 13、通学反対というのが 13 という形でしたので、31/57 がいいですよというような回答でしたという報告が、PTA の方からはありました。
- Q 半数以上ですね。
- A そういう結果の報告をいただきました。協議会と保護者の意見交換の中で、PTA の方から報告された、というものです。
- Q 圧倒的多数ではないですね、6 割近くが、まあ行ってもいいという、そんな雰囲気。
- A 「分からない」というか、要するに判断できないっていうのが 13 名ということでしたけどね。
- Q もし、弾力化という形でこれが通るようになって、結構な人数が移った場合、東小に何人残れば、学校を存続できるかっていうのがあるんですか？
- A 文科省の方では法律はあるわけではないんですが、小学校の場合ですと、12 ~ 18 が適正学級規模。ようはクラス替えができる、2×6 で 12 ということがあります。あとですね、6 クラス、ようするに各学年 1 学級という小規模という学校になりまして、それを割ると「過小規模」ということになります。私

どもとすると「過小規模」つまり複式がある状況は解消していきたいと。それともう一つは、複式ではなくても、一クラスの人数、6人から9人ぐらいの各クラスの人数、もっと少ないところだと4人という学年もありますけれども、そうすると、グループ学習ができない状況があります。それは6年間の成長過程において意見を交わせるような学習ができなくなってしまいます。このため、過小規模の学校を解消していきたいし、一クラスの人数が、5人6人というようなところも解消していきたいということです。何人になったら成り立たないっていうのは難しいですが、少なくとも私共が提案したのは複式学級がある状況は解消したい、それから極めて少ない人数があるところは解消したいということです。引き続いて地区ではこのような話はしていきたいと思っております。

豊岡東小と豊岡北小の学校間は2.9キロです。現状、学校間で3キロぐらいに位置するところで、複式をやっている学校があるということです。

Q 他にございませんか。はい、お願いします。

各学年の人数と平成26年度に入ってくる予定の人数を教えてください。

A 来年度1年生8人。それから2年生が6。3年生が9。4年生が5。5年生が4。6年生が9。計41ですね。

Q 今39人がこのまま残るとしたら41ということですね。

A この数字については、当初、1年生が7名でしたが、8月の、昨日ですね、各学校から9月調べということで数字をいただいたところ、数字は8という報告を受けています。以上です。

Q この数字は、来年度の数ですね。

A はい。

現在の6年生は6名です。

Q さっきのアンケートで、移動したいというのは3、4名っていいですか。

A アンケートではなく、教育委員会に、もし統合にならなかった場合には、「何とか北小へ行く道を確認してほしい」というお願い的な文章を提出された方が3名いらっしゃるとのことです。

Q さて、事務局の方から2ページの特例についての提案があったんですけども、これを今日どうするかということが本題でございますけども、委員の皆さんのご意見やご質問は大体出尽くしたような感じがするんですけども、いかがでしょうか。まだちょっと明確なところが欲しいというところがありましましたら、出していただけたらと思います。

この要望から考えると、こういう特例は欲しいわけですね。通学区域のことで東小の子供たちや保護者の声を考えると、この特例が必要だということですね。

A 8月16日付に頂いた、下の1の部分に対応するためには、この通学区域規則を改正をするという形が必要になります。たとえ、期間が一年であってもこれは改正をする必要があるということです。

Q ついでに3ページの説明もしていただけますか。

A 通学審議会でも諮問を頂きまして、定例教育委員会で、通学規則の議案として決定した後に、地域への説明、また、現在の在校生と来年就学する幼稚園児保育園児の保護者への説明をします。その後、これについては「就学希望調書」という形で提出をしていただく予定です。特例の希望があるかどうかを判断する

ものです。口頭ではいけませんので、ここの3ページあります様式を用いた希望調書を提出していただくことを考えております。

- Q これは2ページとリンクしているわけですね。
スケジュールとして、教育委員会に諮るっていうことですね。
- A 本日、決定された内容について教育委員会に報告をし、そこで議案として最終的には決定をした後、地域、保護者、それから未就学児の方たちに細やかに説明をします。時期としては、来年入ってくる未就学児の保護者の方に対しては、毎年就学時健康診断がございますので、11月の頭ぐらいだと思いますが、その中で説明します。在校生については文書等でお知らせする予定です。時期につきましては、10月ぐらいに始まりまして、11月の終わりぐらいまでが一つのおさえになる期間かなと、今は考えております。
- Q そういうスケジュールだそうです。で、これが保護者に渡されるのは11月上旬あたりですか。
- A 10月から11月の間です。
- Q 保護者から出てくる希望調書というのは、在校生を含めて出すわけですね。今度入ってくる1年生にも当然出してもらおう。このところで26年度ということは、教育委員会としては、26年度当初から北小学校へ就学を希望する、つまり北小へ行くということですね。
- A 特例制度を設け希望調書を取るということですが、26年4月1日に統合ということになった場合には、これはなくなるわけですね。それが仮に26年じゃないと方針を変更した時に、これが初めて出されるという形のものです。統合の時期についてはここで話をすることではないと思いますが、ただ前提として、この変更をお願いした理由としては、26年4月1日は先ほど言ったような理由で、厳しいだろうという思いがある中で、教育委員会で26年4月1日統合という目標をどこかで変えてくることが出てくるとなった場合の受け皿といたしますか、東小の北小へ行きたい子どもたちをどう救うかという方法をここでお願いしているわけでありまして、26年であるかないかどう決まるかということについては、明日ということになります
- Q もし延期され27になったら同じようにこの特例は、こちらの推測では、他に変更するところがないとすれば、同じものがここにかかれていくわけですね。
- A 27年4月に統合であれば、これだけで足ります。28,29ということになれば、追加が必要となります。ただ在校生は26年当初で判断してくださいということで、経過措置なしですから、2年生以上については1回のみという議論が出る場合があります。(1)については、26年度以降となっていますので、来年度以降も使うことができます。

全体としてよろしいでしょうか。その規則を認めていただけますか。

「はい」

以上で終わります。